

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年4月15日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース 2兆円を上限とします。 ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2019年10月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<更新後>

委託会社の概況(2020年2月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 投資方針

(1) 投資方針

<更新後>

[1] 高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

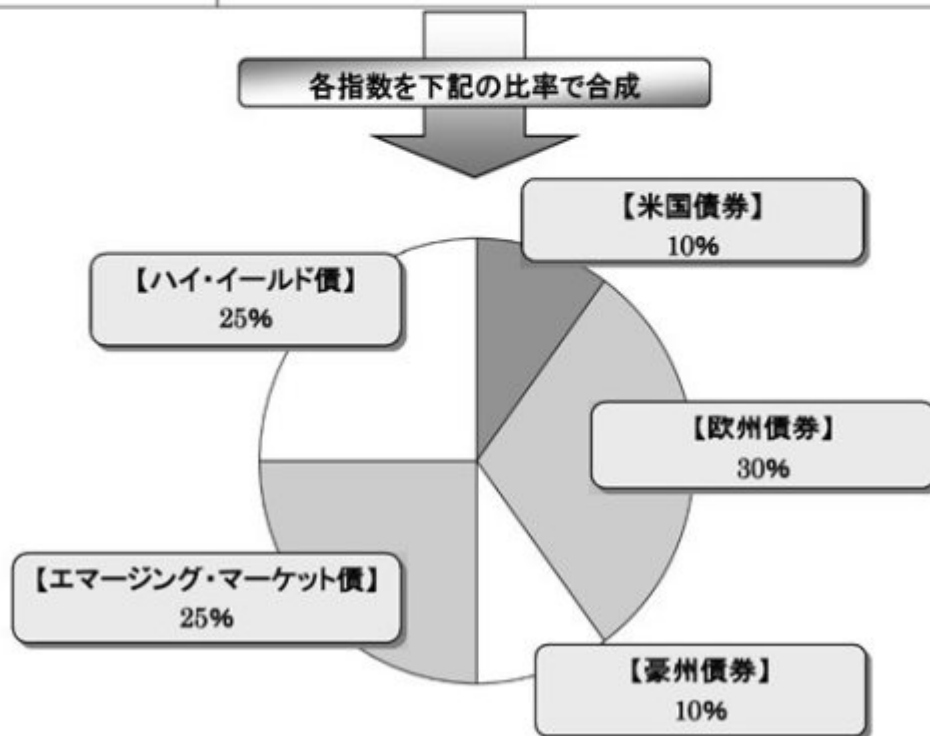
[2] 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります。)が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、各種債券の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

[3] 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

[4]債券の種別等毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

資産クラス・債券種別	指数
【米国債券】	ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス
【欧州債券】	ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス
【豪州債券】	ブルームバーグ・バークレイズ・オーストラリア総合インデックス
【ハイ・イールド債】	ICE BofA Global High Yield Constrained Index
【エマーシング・マーケット債】	JP モルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルおよび JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマーシング・マーケット・グローバル・ディバースファイドを 80%・20%の比率で委託会社が独自に合成した指数



Aコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算した指数(以下「円ヘッジベース」といいます。)を用います。

Bコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が円換算した指数(「円換算ベース」といいます。)を用います。

「ICE BofA Global High Yield Constrained Index」の円ヘッジベース、円換算ベースの算出にあたっては、委託会社においてICE Data Indices, LLCが算出する指数に基づき、指数構成国の各通貨建てのハイ・イールド・コンストレインド・インデックスもしくはハイ・イールド・インデックスを用いて、組入資産・為替の評価時点やヘッジコスト等を考慮して独自に合成しています。

ベンチマークは、株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。

ICE BofA Global High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices,LLCが算出する、米国ドル、カナダドル、英ポンド、ユーロ建てで発行されたハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を2%に制限した指数です。

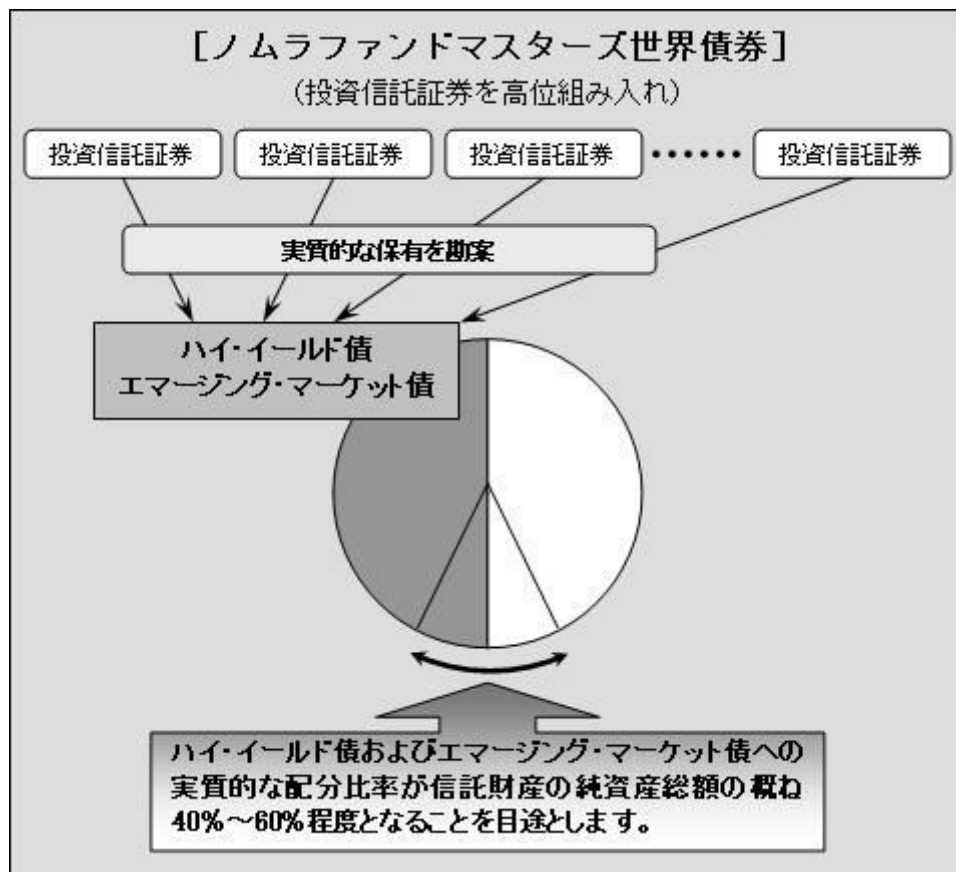
その他の指数・インデックスについては、後述の(参考)指定投資信託証券について「ベンチマークについて」をご覧ください。

[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

ポートフォリオの構築にあたっては、ベンチマークにおける債券の種別等の配分を意識しつつ、運用を行なうことを基本とします。

特に、投資信託証券を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね40%～60%程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

投資信託証券が実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を勘案します。

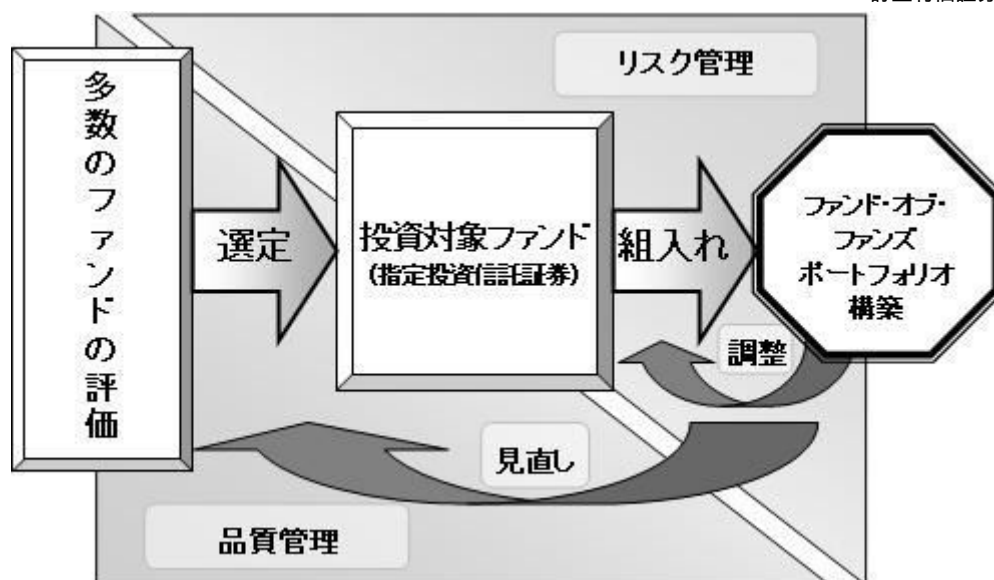


[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整

します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。

運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[ファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

(2) 投資対象

<更新後>

世界の様々な債券 に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

「世界の様々な債券」とは、世界の国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債などを指します。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を含みます。

各ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

[Aコース]

実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。

実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。

上記に類するもの。

[Bコース]

実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。

上記に類するもの。

各ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象と

します。

Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）
ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC<外国籍投資信託>	NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFD<外国籍投資信託>
LM・米国債券コア・プラスFC（適格機関投資家専用）	LM・米国債券コア・プラスFD（適格機関投資家専用）
ウエリントン・海外債券ファンド（カスタムBM型）（ケイマン）FC<外国籍投資信託>	ウエリントン・海外債券ファンド（カスタムBM型）（ケイマン）FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FD<外国籍投資信託>
ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFC<外国籍投資信託>	ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>
野村エマーシング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	野村エマーシング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC（適格機関投資家専用）	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD<外国籍投資信託>

前述の指定投資信託証券の一覧は2020年4月15日現在です。

今後、前述指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

同一行にある指定投資信託証券（例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC」と「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD」）は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。本書では、これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC/FD」と表記する場合があります。

「FC」は原則として為替ヘッジ等を行ない、「FD」は原則として為替ヘッジを行ないませんが、その他の実質的な運用方針は基本的に同一です。なお、Aコースは「FC」を、Bコースは「FD」を組み入れます。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類（約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2020年4月15日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) FC(「FC」といいます。)はブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)、ブルームバーグ・パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)、およびブルームバーグ・パークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)¹を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) FD(「FD」といいます。)はブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)、ブルームバーグ・パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、およびブルームバーグ・パークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)²を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

1 「ブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)」、「ブルームバーグ・パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」、「ブルームバーグ・パークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)」は、各々「ブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「ブルームバーグ・パークレイズ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「ブルームバーグ・パークレイズ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「ブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)」、「ブルームバーグ・パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」、「ブルームバーグ・パークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、各々「ブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「ブルームバーグ・パークレイズ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「ブルームバーグ・パークレイズ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2009年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.37%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB - 格相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

マザーファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)、ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、ブルームバーグ・バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数です。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC / FD (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ - AMP豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD(「FD」といいます。)は、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円換算ベース)²をベンチマークとします。

1 「ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円ヘッジベース)」は、Bloomberg AusBond Composite 0+ Yr Index(オーストラリアドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円換算ベース)」は、Bloomberg AusBond Composite 0+ Yr Index(オーストラリアドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ - AMP豪州債券ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2006年9月14日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
----	----

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.55%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

オーストラリアドル建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付をA-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)に投資する場合があります。

モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に実質的に投資を行なう場合があります。

公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分(=リスク・バジェット)を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分(種別の配分)、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。

ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。

FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC/FD**(A)ファンドの特色**

ファンドは、主に汎欧州市場の債券へ分散投資することにより、ベンチマークを上回る収益の確保を目指して運用を行ないます。

NPEB パン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス(円ヘッジベ

ス)¹をベンチマークとします。また、NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFD(「FD」といいます。)は、ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス(円換算ベース)²をベンチマークとします。

1「ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」は、ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2「ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」は、ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

ファンドの設定日(2015年4月9日)から149年

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
副投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管受託銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.46%(年率)とします。

上記のほか、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用等を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

汎欧州市場の債券を主要な投資対象とします。

(2)投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。

FCの実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

現物債への投資に加えて、先物やデリバティブをヘッジ目的に限定せずに、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

少なくともファンドの純資産額の50%以上を金融商品取引法で定義される有価証券に投資します。

有価証券(現物に限る)の空売りは行いません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(除く上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

LM・米国債券コア・プラスFC / FD(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

各ファンドは、親投資信託であるLM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・米国債券コア・プラスFC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。また、LM・米国債券コア・プラスFD(「FD」といいます。)は、ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

各ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2006年4月13日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.42%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

米国ドル建ての高格付の公社債(モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。)及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、S & P社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格(BBB - またはBaa3以上)以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未滿の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。

長期的観点に基づくバリュエーション(債券価値)志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

(3)主な投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(親投資信託を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

ウエリントン・海外債券ファンド(カスタムBM型)(ケイマン) FC / FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、ブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス、ブルームバーグ・パークレイズ・汎欧州総合インデックス、ブルームバーグ・パークレイズ・オーストラリア総合インデックスの3指数の各20%:60%:20%の比率による加重平均指数をベンチマークとします。

ウエリントン・海外債券ファンド(カスタムBM型)(ケイマン) FC(「FC」といいます。)は、上記加重平均指数の円ヘッジ指数をベンチマークとします。また、ウエリントン・海外債券ファンド(カスタムBM型)(ケイマン) FD(「FD」といいます。)は、上記加重平均指数の円換算指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

信託約款の日付(2009年3月24日)から149年間

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等**(1) 投資顧問報酬および成功報酬**

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

- ・成功報酬はファンドの各会計年度(1月1日から12月31日)における成功報酬控除前基準価額(分配金込み)の収益率が、同期間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。
- ・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日(12月31日)にのみ行われます。
- ・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額(分配金込み)、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

(2) 受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

(3) 保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分(年率0.0110%以内)と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、財務諸表作成費用(年額1,500米ドル)、受益者口座管理費用(一口座当たり年額12米ドル、1ファンド当たり年間最低1,000米ドル)があります。

(4) その他

- ・ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。
- ・ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

(2) 投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

ファンドの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したものに限り、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。

個別有価証券（現物に限る）の空売りは行いません。ただし、デリバティブ取引およびデリバティブ取引と類似のエクスポージャーを提供するために投資運用会社が企図する特定の取引についてはこの限りではありません。

資金の借り入れは、証券の決済および受益者の換金に対応するための一時的なものに限って行ないます。

ファンドは、時価の取得が困難な証券に投資を行なう場合、評価の透明性を確保する方法を規定しています。

未上場で常時換金可能ではない集団投資スキームへの投資は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての公社債（以下、「米国債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス（円換算ベース）²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹ 「ブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）」はブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「ブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス（円換算ベース）」は、ブルームバーグ・パークレイズ・米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年10月6日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Wells Capital Management, Inc.

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.35%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

米ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米ドル建ての公社債(以下、「米国債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。

投資顧問会社が、米国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FC/FD**(A) ファンドの特色**

ファンドは、汎欧州通貨建ての債券（以下、「欧州債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）¹ をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券FD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）² をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国投資信託です。

¹ 「ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」はブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年10月6日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行いません。

名称
Insight Investment Management (Global) Limited

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.45%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

汎欧州通貨建ての債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

汎欧州通貨建ての債券（以下、「欧州債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。

投資顧問会社が、欧州債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに円建てを替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての投資適格債（BBB-またはBaa3以上）を主要投資対象とし、ベンチマーク指数を上回る収益の獲得を目指して運用を行いません。

ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

ファンドの設定日（2017年4月12日）から149年

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ガルシア・ハミルトン・アンド・アソシエイツ・エル・ピー
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.35%(年率)とします。

上記の他、ファンドは、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、借入金の利息等を負担します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建ての投資適格債(BBB-またはBaa3以上)を主要な投資対象とします。

(2)投資態度

主として米ドル建ての投資適格債(BBB-またはBaa3以上)に分散投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の獲得を目指して運用を行いません。

運用にあたっては主に高格付の米国の国債、政府機関債、政府系モーゲージ担保証券、投資適格格付の社債等に投資をします。原則として、米ドル建て以外の証券や投資適格未滿の債券には投資せず、デリバティブやレバレッジは利用しません。

FCの外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替リスクの低減を図ることを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

S&P社もしくはムーディーズ社による格付けがBBB-/Baa3未滿の債券への投資比率は20%以内とします。

有価証券の空売りは行いません。

デリバティブは利用しません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC(「FC」といいます。)は、ICE BofA US High Yield Constrained Index(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD(「FD」といいます。)

は、ICE BofA US High Yield Constrained Index(円換算ベース)²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「ICE BofA US High Yield Constrained Index(円ヘッジベース)」は、ICE BofA US High Yield Constrained Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「ICE BofA US High Yield Constrained Index(円換算ベース)」は、ICE BofA US High Yield Constrained Index(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(2011年4月7日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
--------------------	-----------------------

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行いません。

名称 Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. Loomis, Sayles & Company, L.P.

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてICE BofA US High Yield Constrained Index（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC（「FC」といいます。）は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index（円ヘッジベース）¹ をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD（「FD」といいます。）は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index（円換算ベース）² をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹ 「ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index（円ヘッジベース）」は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index（円換算ベース）」は、ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index（ユーロベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年10月6日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないません。

名称
Threadneedle Asset Management Limited
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないません。

FCの外貨建資産については、原則としてICE BofA European Currency High Yield Constrained Index(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

野村エマージング債券ファンドFC / FD (適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。)に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

野村エマージング債券ファンドFC(「FC」といいます。)は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、野村エマージング債券ファンドFD(「FD」といいます。)は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)²をベンチマークとします。

1 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)」はJP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2007年10月11日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.75%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

(2)投資態度

新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。

新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行いません。

マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行いません。

・単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします(OECD加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。)

・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の30%以内とします。

・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の40%以内とします。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

FCIにおける、実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、現地通貨による為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等の通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合があります。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC / FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC(「FC」といいます。)は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジ指数)をベンチマークとします。また、アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FD(「FD」といいます。)は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指数)をベンチマークとします。

各ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2005年10月13日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.80%の率を乗じて得た額とします。なお、FCおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います(なお、当該上限率については変更する場合があります)。

(E)投資方針等

(1)投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、債券等に直接投資する場合があります。

エマージング・マーケット債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。

投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債の同一通貨建てへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・エマージング・カントリーの企業が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ・エマージング・カントリー単一国のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

マザーファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。FCの実質組入外貨建資産については、原則として米ドルで為替ヘッジを行います。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資環境に重大な変化が生じた場合には、信託財産を保全する目的で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

次の投資顧問会社に、FCの運用の指図に関する権限の一部およびマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

- ・ アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- ・ アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- ・ アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。))への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

収益分配金は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心にして分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。))を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC(「FC」といいます。))は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD(「FD」といいます。))は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)」はJP Morgan Emerging Markets Bond Index Global(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Markets Bond Index Global(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行いません。

名称
Pictet Asset Management Limited
Pictet Asset Management (Singapore) Pte Limited

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.75%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円を為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する現地通貨建ての債券(以下、「新興国現地通貨建債券」といいます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ヘッジベース)¹を参考指数とします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)²をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹ 「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ヘッジベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(2011年4月7日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Wellington Management Company LLP

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国現地通貨建債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてJP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ベンチマークについて

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。パークレイズは、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

ブルームバーグおよびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円ヘッジベース)、ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(円換算ベース)(以下、当該指数といたします。)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標またはサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーが、当該指数に対する全ての権利を保有しています。ブルームバーグは、当該指数に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。ブルームバーグは、当該指数、または当該指数に関連するデータもしくは価値または当該指数から得ることができる結果に関して、明示または黙示を問わず如何なる保証も行わず、当該指数の商品性および特定の目的に対する適合性に関するあらゆる保証を明示的に否定します。指数に対して直接投資を行うことはできません。バックテストされたパフォーマンスは、実際のパフォーマンスではありません。法律上認められる最大限の範囲で、ブルームバーグ、ブルームバーグのライセンサー、およびこれらのそれぞれの従業員、業務受託者、代理人、サプライヤーおよびベンダーは、当該指数またはこれに関連するデータもしくは価値に関して生じるいかなる傷害または損害についても、直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的またはその他であるかを問わず、何らの債務も責任も負いません(これらの者の過失その他に起因するか否かを問いません。)。当該指数のいかなる部分も、金融商品の申込み、あるいはブルームバーグもしくはその関係会社による投資助言もしくは投資の推奨(すなわち、「買い」、「売り」、「保有」または特定の権利に関するその他の取引を実行するか否かの推奨)またはブルームバーグもしくはその関係会社による投資もしくはその他の戦略に関する推奨を構成するものではなく、またそのように解釈されてはなりません。当該指数から得ることができるデータおよびその他の情報は、投資判断の基礎とするために十分な情報とみなされるべきではありません。当該指数が提供する全ての情報は、個人的なものではなく、いかなる者、法人または集団のニーズに対応したものでもありません。ブルームバーグおよびその関係会社は、証券またはその他の権利の将来のまたは予想される価値についての意見を表明するものではなく、いかなる種類の投資戦略について、明示的にも黙示的にも、いかなる推奨または提案も行うものではありません。

ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社の野村アセットマネジメント株式会社との唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークならびに当該指数のライセンス付与のみであり、当該指数は、野村アセットマネジメント株式会社またはノムラ - AMP豪州債券ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)(以下、当該プロダクトといたします。)を考慮することなく、ブルームバーグによって決定され、構成されかつ算出されています。ブルームバーグは、当該指数の決定、構成または算出において、野村アセットマネジメント株式会社または当該プロダクトの保有者のニーズを考慮する義務を負っていません。当該プロダクトは、ブルームバーグまたはその子会社もしくは関係会社がスポンサーとなり、是認し、販売または促進するものではありません。

ICE BofA US High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLCが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。「ICE BofA US High Yield Constrained Index SM/(R)」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社(「ICEデータ」)の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

ICE BofA European Currency High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLCが算出する、英ポンド、ユーロ建てで発行されたハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を3%に制限した指数です。「ICE BofA European Currency High Yield Constrained Index SM/(R)」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社(「ICEデータ」)の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(JP Morgan GBI-EM Global Diversified)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

指定投資信託証券の委託会社等について

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

1998年4月28日	会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス パーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録

アライアンス・バーンスタイン株式会社

1996年10月28日	アライアンス・キャピタル投信株式会社設立。
2000年1月1日	商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。
2000年1月1日	アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。
2006年4月3日	商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。
2016年4月1日	アライアンス・バーンスタイン株式会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

1985年6月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケッツ・リミテッド設立
1990年2月	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

1998年	会社設立
-------	------

3 投資リスク

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになるこ

とが予想されます。

[為替変動リスク]

「Bコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

「A コース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りませんが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があります、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

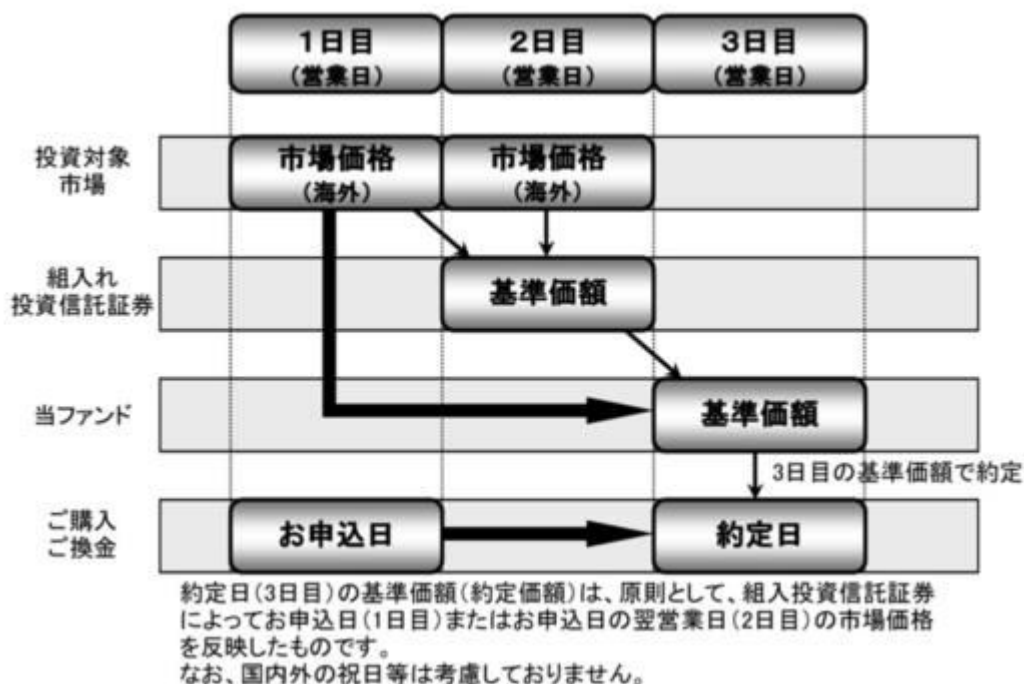
店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実

質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下記の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

< 基準価額の算出イメージ図 >



ベンチマークの指数について

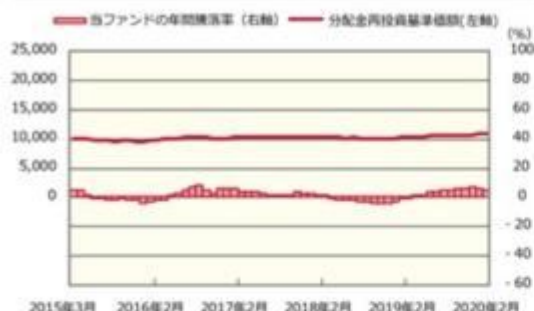
「ICE BofA Global High Yield Constrained Index」の円ヘッジベース、円換算ベースの算出にあたっては、委託会社においてICE Data Indices, LLCが算出する指数に基づき、指数構成国の各通貨建てのハイ・イールド・コンストレインド・インデックスもしくはハイ・イールド・インデックスを用いて、組入資産・為替の評価時点やヘッジコスト等を考慮して独自に合成しています。

< 更新後 >

■ リスクの定量的比較 (2015年3月末～2020年2月末：月次)

Aコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



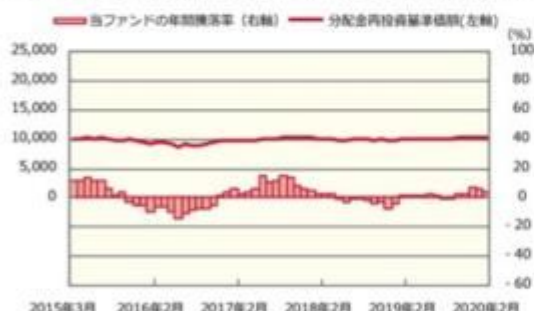
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	7.8	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値 (%)	△4.6	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値 (%)	1.6	7.5	8.6	4.9	2.0	1.3	0.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

Bコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	15.4	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値 (%)	△14.2	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値 (%)	1.6	7.5	8.6	4.9	2.0	1.3	0.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年3月から2020年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<p><代表的な資産クラスの指数></p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み） ○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース） ○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） ○日本国債：NOMURA-BPI 国債 ○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） ○新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
<p style="text-align: center;">■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数額の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。 ○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 ○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。 ○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。 ○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。 <p>米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての推奨、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。</p> <p>JPMS LLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPMI, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。</p>

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 手数料等及び税金

（3）信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.825%（税抜年0.75%）の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

< 信託財産の純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
500億円以下の部分	年0.36%	年0.36%	年0.03%
500億円超の部分	年0.37%	年0.36%	年0.02%

「Aコース」「Bコース」合算の純資産総額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途がかかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「（参考）指定投資信託証券に

ついて」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（成功報酬を除く）を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（成功報酬を除く）について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.40% ± 0.05%程度

* ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2020年4月15日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(5) 課税上の取扱い

< 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税 15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・特定公社債^(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡益 ・譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

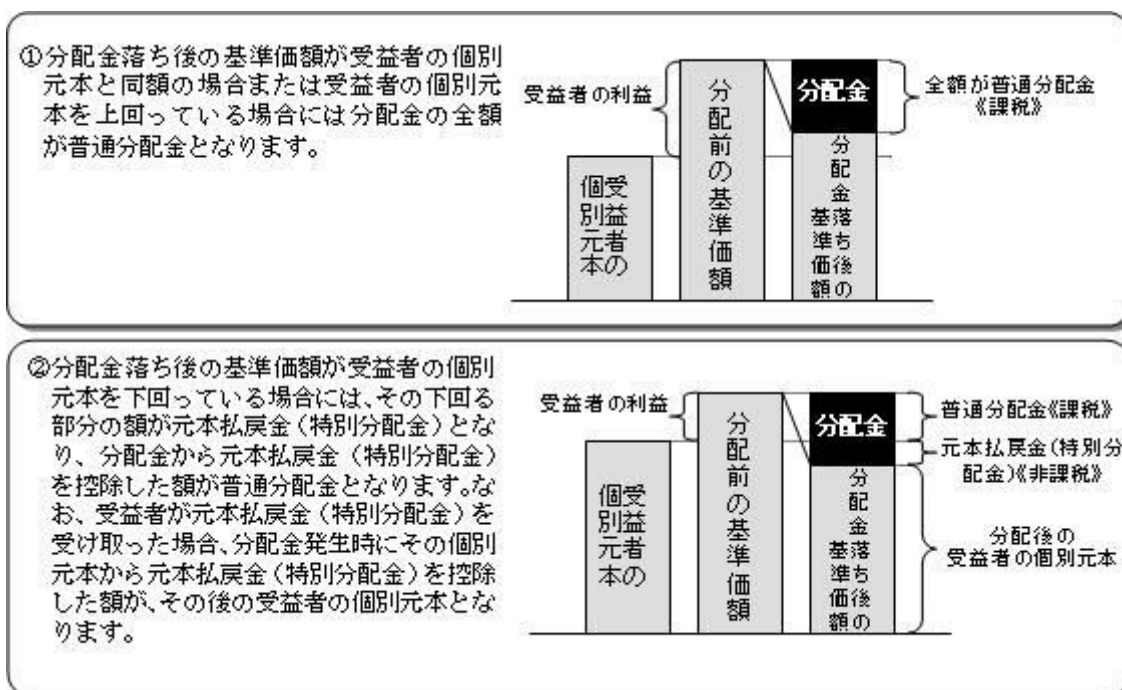
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年2月末現在）が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2020年2月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	357,079,869	34.82
	ケイマン諸島	660,664,628	64.42
	小計	1,017,744,497	99.25
現金・預金・その他資産(負債控除後)		7,664,913	0.74
合計(純資産総額)		1,025,409,410	100.00

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	------	---------	---------

投資信託受益証券	日本	5,057,674,310	34.67
	ケイマン諸島	9,407,364,515	64.48
	小計	14,465,038,825	99.15
現金・預金・その他資産（負債控除後）		122,821,768	0.84
合計（純資産総額）		14,587,860,593	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国ハイ・イールド・ボンドFC	21,295	9,839	209,521,505	9,657	205,645,815	20.05
2	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州債券FC	13,811	11,836	163,466,996	11,852	163,687,972	15.96
3	日本	投資信託受益証券	野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	9,034	13,063	118,011,142	13,018	117,604,612	11.46
4	日本	投資信託受益証券	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	7,980	10,210	81,475,800	10,272	81,970,560	7.99
5	ケイマン諸島	投資信託受益証券	N P E Bバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC	7,811	10,438	81,531,218	10,471	81,788,981	7.97
6	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	6,801	12,003	81,632,403	12,007	81,659,607	7.96
7	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国現地通貨建債券FC	9,312	5,449	50,741,088	5,339	49,716,768	4.84
8	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国債券FC	4,996	9,090	45,413,640	9,049	45,208,804	4.40
9	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC	4,275	10,571	45,191,025	10,404	44,477,100	4.33
10	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC（適格機関投資家専用）	4,094	10,485	42,925,590	10,465	42,843,710	4.17
11	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスFC（適格機関投資家専用）	4,170	7,900	32,943,000	7,914	33,001,380	3.21
12	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国債券FC	2,643	9,393	24,825,699	9,493	25,089,999	2.44
13	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFC	2,500	9,816	24,540,000	9,859	24,647,500	2.40
14	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ウエリントン・海外債券ファンド（カスタムBM型）（ケイマン）FC	1,813	11,221	20,343,673	11,253	20,401,689	1.98

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.25
合計	99.25

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 米国ハイ・イー ルド・ボンドFD	241,235	12,458	3,005,305,630	12,219	2,947,650,465	20.20
2	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 欧州債券FD	165,059	14,011	2,312,641,649	14,147	2,335,089,673	16.00
3	日本	投資信託受 益証券	野村エマージング債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	127,796	13,216	1,688,951,936	13,221	1,689,590,916	11.58
4	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	N P E Bバン・ヨーロピアン・ボ ンド・ファンドFD	119,747	9,616	1,151,487,152	9,731	1,165,258,057	7.98
5	日本	投資信託受 益証券	ノムラ海外債券ファンド(カスタ ムBM型)FD(適格機関投資家専 用)	94,675	12,098	1,145,378,150	12,141	1,149,449,175	7.87
6	日本	投資信託受 益証券	ノムラ-AMP豪州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	123,327	9,306	1,147,681,062	9,209	1,135,718,343	7.78
7	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 新興国現地通貨 建債券FD	110,562	6,579	727,387,398	6,441	712,129,842	4.88
8	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 新興国債券FD	55,179	11,753	648,518,787	11,690	645,042,510	4.42
9	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 欧州ハイ・イー ルド・ボンドFD	51,010	12,340	629,463,400	12,253	625,025,530	4.28
10	日本	投資信託受 益証券	アライアンス・パーンスタイン・ 新興国債券FD(適格機関投資家専 用)	61,440	9,940	610,713,600	9,961	612,003,840	4.19
11	日本	投資信託受 益証券	LM・米国債券コア・プラスFD(適 格機関投資家専用)	52,069	8,993	468,256,517	9,044	470,912,036	3.22
12	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ガルシア・ハミルトン米国クオリ ティ債券ファンドFD	33,673	10,438	351,478,774	10,496	353,431,808	2.42
13	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 米国債券FD	24,225	13,703	331,955,175	13,838	335,225,550	2.29
14	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ウエリントン・海外債券ファンド (カスタムBM型)(ケイマン)FD	22,360	12,820	286,655,200	12,903	288,511,080	1.97

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.15
合計	99.15

投資不動産物件

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

該当事項はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

該当事項はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

2020年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12特定期間	(2010年 7月20日)	2,358	2,365	1.0254	1.0286
第13特定期間	(2011年 1月20日)	1,923	1,929	1.0413	1.0443
第14特定期間	(2011年 7月20日)	1,839	1,844	1.0500	1.0530
第15特定期間	(2012年 1月20日)	1,596	1,601	1.0406	1.0436
第16特定期間	(2012年 7月20日)	1,606	1,611	1.0883	1.0913
第17特定期間	(2013年 1月21日)	1,418	1,421	1.1332	1.1362
第18特定期間	(2013年 7月22日)	1,239	1,243	1.0989	1.1019
第19特定期間	(2014年 1月20日)	1,267	1,271	1.0948	1.0978
第20特定期間	(2014年 7月22日)	4,704	4,716	1.1264	1.1294
第21特定期間	(2015年 1月20日)	4,744	4,756	1.1104	1.1134
第22特定期間	(2015年 7月21日)	1,218	1,221	1.0882	1.0912
第23特定期間	(2016年 1月20日)	1,306	1,310	1.0354	1.0384
第24特定期間	(2016年 7月20日)	1,366	1,370	1.0987	1.1017
第25特定期間	(2017年 1月20日)	1,436	1,440	1.0703	1.0733
第26特定期間	(2017年 7月20日)	1,456	1,460	1.0758	1.0788
第27特定期間	(2018年 1月22日)	1,424	1,428	1.0651	1.0681
第28特定期間	(2018年 7月20日)	1,360	1,364	1.0241	1.0271
第29特定期間	(2019年 1月21日)	1,134	1,138	0.9945	0.9975
第30特定期間	(2019年 7月22日)	1,107	1,111	1.0247	1.0277
第31特定期間	(2020年 1月20日)	1,041	1,044	1.0193	1.0223
	2019年 2月末日	1,126		1.0061	
	3月末日	1,130		1.0120	
	4月末日	1,126		1.0105	

5月末日	1,122		1.0080
6月末日	1,108		1.0232
7月末日	1,111		1.0281
8月末日	1,115		1.0303
9月末日	1,107		1.0246
10月末日	1,099		1.0173
11月末日	1,100		1.0132
12月末日	1,036		1.0171
2020年 1月末日	1,038		1.0217
2月末日	1,025		1.0189

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

2020年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第12特定期間 (2010年 7月20日)	86,057	87,088	0.7090	0.7175
第13特定期間 (2011年 1月20日)	69,193	70,079	0.6639	0.6724
第14特定期間 (2011年 7月20日)	57,725	58,516	0.6200	0.6285
第15特定期間 (2012年 1月20日)	41,868	42,404	0.5471	0.5541
第16特定期間 (2012年 7月20日)	35,467	35,657	0.5593	0.5623
第17特定期間 (2013年 1月21日)	34,453	34,555	0.6749	0.6769
第18特定期間 (2013年 7月22日)	31,801	31,890	0.7150	0.7170
第19特定期間 (2014年 1月20日)	29,763	29,843	0.7473	0.7493
第20特定期間 (2014年 7月22日)	27,640	27,714	0.7547	0.7567
第21特定期間 (2015年 1月20日)	27,614	27,682	0.8073	0.8093
第22特定期間 (2015年 7月21日)	26,256	26,320	0.8209	0.8229
第23特定期間 (2016年 1月20日)	22,203	22,263	0.7358	0.7378
第24特定期間 (2016年 7月20日)	20,347	20,404	0.7162	0.7182
第25特定期間 (2017年 1月20日)	19,602	19,654	0.7471	0.7491
第26特定期間 (2017年 7月20日)	18,942	18,992	0.7629	0.7649
第27特定期間 (2018年 1月22日)	18,224	18,271	0.7698	0.7718
第28特定期間 (2018年 7月20日)	17,008	17,054	0.7409	0.7429
第29特定期間 (2019年 1月21日)	15,572	15,617	0.6996	0.7016
第30特定期間 (2019年 7月22日)	15,209	15,252	0.7119	0.7139
第31特定期間 (2020年 1月20日)	14,897	14,938	0.7288	0.7308
2019年 2月末日	15,787		0.7164	
3月末日	15,645		0.7169	
4月末日	15,694		0.7246	
5月末日	15,226		0.7061	
6月末日	15,300		0.7135	
7月末日	15,274		0.7169	

8月末日	14,846		0.7002	
9月末日	14,883		0.7059	
10月末日	14,859		0.7144	
11月末日	14,750		0.7120	
12月末日	14,834		0.7222	
2020年 1月末日	14,653		0.7188	
2月末日	14,587		0.7216	

分配の推移

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第12特定期間	2010年 1月21日～2010年 7月20日	0.0202円
第13特定期間	2010年 7月21日～2011年 1月20日	0.0180円
第14特定期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	0.0180円
第15特定期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	0.0180円
第16特定期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	0.0180円
第17特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	0.0180円
第18特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	0.0180円
第19特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	0.0180円
第20特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	0.0180円
第21特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	0.0180円
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0180円
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0180円
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0180円
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0180円
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0180円
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0180円
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0180円
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0180円
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0180円
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0180円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第12特定期間	2010年 1月21日～2010年 7月20日	0.0510円
第13特定期間	2010年 7月21日～2011年 1月20日	0.0510円
第14特定期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	0.0510円

第15特定期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	0.0450円
第16特定期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	0.0320円
第17特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	0.0150円
第18特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	0.0120円
第19特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	0.0120円
第20特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	0.0120円
第21特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	0.0120円
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0120円
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0120円
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0120円
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0120円
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0120円
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0120円
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0120円
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0120円
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0120円
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0120円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

収益率の推移

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

	計算期間	収益率
第12特定期間	2010年 1月21日～2010年 7月20日	3.2%
第13特定期間	2010年 7月21日～2011年 1月20日	3.3%
第14特定期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	2.6%
第15特定期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	0.8%
第16特定期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	6.3%
第17特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	5.8%
第18特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	1.4%
第19特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	1.3%
第20特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	4.5%
第21特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	0.2%
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.4%
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	3.2%
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	7.9%
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.9%
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	2.2%
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.7%
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	2.2%
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	1.1%

第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	4.8%
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	1.2%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

	計算期間	収益率
第12特定期間	2010年 1月21日～2010年 7月20日	3.7%
第13特定期間	2010年 7月21日～2011年 1月20日	0.8%
第14特定期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	1.1%
第15特定期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	4.5%
第16特定期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	8.1%
第17特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	23.4%
第18特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	7.7%
第19特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	6.2%
第20特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	2.6%
第21特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	8.6%
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	3.2%
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	8.9%
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	1.0%
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	6.0%
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	3.7%
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	2.5%
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	2.2%
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	4.0%
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	3.5%
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	4.1%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第12特定期間	2010年 1月21日～2010年 7月20日	144,558,562	413,045,581	2,299,672,013
第13特定期間	2010年 7月21日～2011年 1月20日	76,221,108	528,498,703	1,847,394,418
第14特定期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	27,840,575	123,099,997	1,752,134,996

第15特定期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	509,632,721	727,599,436	1,534,168,281
第16特定期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	40,494,824	98,439,822	1,476,223,283
第17特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	35,336,555	260,200,094	1,251,359,744
第18特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	142,595,507	265,772,660	1,128,182,591
第19特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	166,489,941	136,831,055	1,157,841,477
第20特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	3,270,789,295	252,515,003	4,176,115,769
第21特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	159,362,692	63,224,142	4,272,254,319
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	38,081,989	3,190,511,313	1,119,824,995
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	195,318,251	53,577,230	1,261,566,016
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	23,311,601	41,024,847	1,243,852,770
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	151,803,383	53,766,262	1,341,889,891
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	245,379,421	233,237,418	1,354,031,894
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	9,179,204	26,116,114	1,337,094,984
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	13,392,387	21,618,241	1,328,869,130
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	6,577,562	194,352,948	1,141,093,744
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	7,445,099	67,433,259	1,081,105,584
第31特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	18,692,290	78,435,166	1,021,362,708

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第12特定期間	2010年 1月21日～2010年 7月20日	5,860,065,835	15,398,171,475	121,377,677,650
第13特定期間	2010年 7月21日～2011年 1月20日	1,730,610,182	18,889,741,453	104,218,546,379
第14特定期間	2011年 1月21日～2011年 7月20日	1,965,011,628	13,080,459,236	93,103,098,771
第15特定期間	2011年 7月21日～2012年 1月20日	1,516,335,607	18,089,822,491	76,529,611,887
第16特定期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	339,906,613	13,452,126,526	63,417,391,974
第17特定期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	71,482,101	12,441,564,279	51,047,309,796
第18特定期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	100,696,749	6,672,093,132	44,475,913,413
第19特定期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	146,457,385	4,795,655,978	39,826,714,820
第20特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	112,240,471	3,312,848,527	36,626,106,764
第21特定期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	78,073,775	2,497,572,737	34,206,607,802
第22特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	40,441,773	2,261,822,180	31,985,227,395
第23特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	53,274,464	1,862,229,576	30,176,272,283
第24特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	70,795,711	1,836,862,338	28,410,205,656
第25特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	34,745,165	2,208,241,441	26,236,709,380
第26特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	19,504,455	1,426,543,147	24,829,670,688
第27特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	30,230,575	1,184,185,913	23,675,715,350
第28特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	29,875,437	747,964,602	22,957,626,185
第29特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	23,678,687	721,556,373	22,259,748,499
第30特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	17,514,924	912,368,282	21,364,895,141

第31特定期間	2019年 7月23日 ~ 2020年 1月20日	14,677,280	938,474,452	20,441,097,969
---------	---------------------------	------------	-------------	----------------

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

< 更新後 >



運用実績（2020年2月28日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

IAコース

2020年2月	30 円
2020年1月	30 円
2019年12月	30 円
2019年11月	30 円
2019年10月	30 円
直近1年間累計	360 円
設定来累計	4,530 円

IBコース

2020年2月	20 円
2020年1月	20 円
2019年12月	20 円
2019年11月	20 円
2019年10月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	7,641 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

IAコース

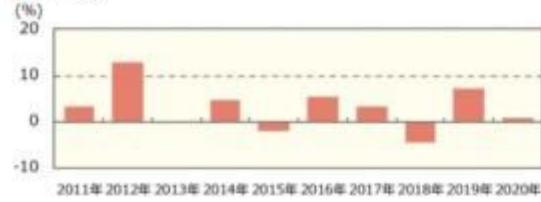
順位	銘柄	投資比率（%）
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFC	20.1
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FC	16.0
3	野村エマーシング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	11.5
4	ノムラ－AMP豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	8.0
5	N P E Bバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンド F C	8.0
6	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	8.0
7	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FC	4.8
8	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FC	4.4
9	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFC	4.3
10	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC（適格機関投資家専用）	4.2

IBコース

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD	20.2
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FD	16.0
3	野村エマーシング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	11.6
4	N P E Bバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンド F D	8.0
5	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）	7.9
6	ノムラ－AMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	7.8
7	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券FD	4.9
8	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FD	4.4
9	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD	4.3
10	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）	4.2

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

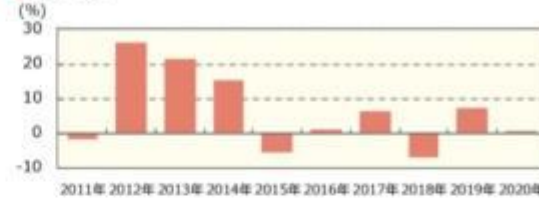
■ Aコース



2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年

- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

■ Bコース



2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース
ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2019年7月23日から2020年1月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	前期 (2019年 7月22日現在)	当期 (2020年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,282,587	12,138,776
投資信託受益証券	1,097,623,101	1,031,576,312
未収配当金	-	1,198,800
流動資産合計	1,113,905,688	1,044,913,888
資産合計	1,113,905,688	1,044,913,888
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,243,316	3,064,088
未払解約金	2,050,200	-
未払受託者報酬	31,576	29,019
未払委託者報酬	757,769	696,487
未払利息	28	6
その他未払費用	2,090	1,927
流動負債合計	6,084,979	3,791,527
負債合計	6,084,979	3,791,527
純資産の部		
元本等		
元本	1,081,105,584	1,021,362,708
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	26,715,125	19,759,653
(分配準備積立金)	491,126	395,412
元本等合計	1,107,820,709	1,041,122,361
純資産合計	1,107,820,709	1,041,122,361
負債純資産合計	1,113,905,688	1,044,913,888

(2) 損益及び剰余金計算書

	前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日
営業収益		
受取配当金	13,065,168	11,222,139
有価証券売買等損益	45,109,381	6,009,069
その他収益	23	2,309
営業収益合計	58,174,572	17,233,517
営業費用		
支払利息	4,125	2,654
受託者報酬	181,830	177,937
委託者報酬	4,363,807	4,270,388
その他費用	12,048	11,806
営業費用合計	4,561,810	4,462,785
営業利益又は営業損失()	53,612,762	12,770,732
経常利益又は経常損失()	53,612,762	12,770,732
当期純利益又は当期純損失()	53,612,762	12,770,732
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	478,931	10,064
期首剰余金又は期首欠損金()	6,258,257	26,715,125
剰余金増加額又は欠損金減少額	67,674	340,919
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,674	340,919
剰余金減少額又は欠損金増加額	313,787	950,904
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	313,787	950,904
分配金	19,914,336	19,106,155
期末剰余金又は期末欠損金()	26,715,125	19,759,653

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2019年 7月23日から2020年 1月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2019年 7月22日現在	当期 2020年 1月20日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,081,105,584口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,021,362,708口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0247円 (10,000口当たり純資産額) (10,247円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0193円 (10,000口当たり純資産額) (10,193円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日																																																												
1. 分配金の計算過程 2019年 1月22日から2019年 2月20日まで	1. 分配金の計算過程 2019年 7月23日から2019年 8月20日まで																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,189,330円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>188,917,245円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>579,744円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>191,686,319円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,119,740,280口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>1,711円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>3,359,220円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,189,330円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	188,917,245円	分配準備積立金額	D	579,744円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	191,686,319円	当ファンドの期末残存口数	F	1,119,740,280口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,711円	10,000口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,359,220円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,685,935円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>174,462,337円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>490,742円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>176,639,014円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,082,125,890口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>1,632円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>3,246,377円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,685,935円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	174,462,337円	分配準備積立金額	D	490,742円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	176,639,014円	当ファンドの期末残存口数	F	1,082,125,890口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,632円	10,000口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,246,377円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,189,330円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	188,917,245円																																																											
分配準備積立金額	D	579,744円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	191,686,319円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,119,740,280口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,711円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	30円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,359,220円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,685,935円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	174,462,337円																																																											
分配準備積立金額	D	490,742円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	176,639,014円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,082,125,890口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,632円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	30円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,246,377円																																																											
2019年 2月21日から2019年 3月20日まで	2019年 8月21日から2019年 9月20日まで																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,152,124円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>185,580,455円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,204,246円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>189,936,825円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,116,503,884口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>1,701円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>3,349,511円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,152,124円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	185,580,455円	分配準備積立金額	D	2,204,246円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	189,936,825円	当ファンドの期末残存口数	F	1,116,503,884口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,701円	10,000口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,349,511円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,295,944円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>172,637,153円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>553,748円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>174,486,845円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,080,857,269口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>1,614円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>3,242,571円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,295,944円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	172,637,153円	分配準備積立金額	D	553,748円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	174,486,845円	当ファンドの期末残存口数	F	1,080,857,269口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,614円	10,000口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,242,571円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,152,124円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	185,580,455円																																																											
分配準備積立金額	D	2,204,246円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	189,936,825円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,116,503,884口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,701円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	30円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,349,511円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,295,944円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	172,637,153円																																																											
分配準備積立金額	D	553,748円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	174,486,845円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,080,857,269口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,614円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	30円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,242,571円																																																											
2019年 3月21日から2019年 4月22日まで	2019年 9月21日から2019年10月21日まで																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,954,861円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,954,861円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,013,761円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,013,761円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																										
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,954,861円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,013,761円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											

収益調整金額	C	185,297,988円
分配準備積立金額	D	1,005,192円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	188,258,041円
当ファンドの期末残存口数	F	1,114,799,840口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,688円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,344,399円

2019年 4月23日から2019年 5月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,288,545円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	183,922,731円
分配準備積立金額	D	731,967円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	185,943,243円
当ファンドの期末残存口数	F	1,113,221,632口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,670円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,339,664円

2019年 5月21日から2019年 6月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,016,618円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	178,358,051円
分配準備積立金額	D	889,050円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	181,263,719円
当ファンドの期末残存口数	F	1,092,742,023口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,658円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,278,226円

2019年 6月21日から2019年 7月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,928,461円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	175,377,815円
分配準備積立金額	D	724,876円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	178,031,152円
当ファンドの期末残存口数	F	1,081,105,584口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,646円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,243,316円

収益調整金額	C	171,038,567円
分配準備積立金額	D	228,453円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	172,280,781円
当ファンドの期末残存口数	F	1,080,999,924口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,593円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,242,999円

2019年10月22日から2019年11月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,188,701円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	169,513,635円
分配準備積立金額	D	163,393円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	170,865,729円
当ファンドの期末残存口数	F	1,085,062,332口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,574円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,255,186円

2019年11月21日から2019年12月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,628,658円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	157,049,300円
分配準備積立金額	D	263,328円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	158,941,286円
当ファンドの期末残存口数	F	1,018,311,498口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,560円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,054,934円

2019年12月21日から2020年 1月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,562,987円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	155,989,479円
分配準備積立金額	D	364,469円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	157,916,935円
当ファンドの期末残存口数	F	1,021,362,708口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,546円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	3,064,088円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日</p>	<p style="text-align: center;">当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日</p>
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

<p style="text-align: center;">前期 2019年 7月22日現在</p>	<p style="text-align: center;">当期 2020年 1月20日現在</p>
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法</p>

投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	----

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日
期首元本額 1,141,093,744円	期首元本額 1,081,105,584円
期中追加設定元本額 7,445,099円	期中追加設定元本額 18,692,290円
期中一部解約元本額 67,433,259円	期中一部解約元本額 78,435,166円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	7,985,307	4,839,088
合計	7,985,307	4,839,088

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年1月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年1月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC(適格機関投資家専用)	4,213	43,726,727	
		LM・米国債券コア・プラスFC(適格機関投資家専用)	4,170	32,651,100	
		ノムラ・AMP豪州債券ファンドFC(適格機関投資家専用)	8,041	81,366,879	
		野村エマージング債券ファンドFC(適格機関投資家専用)	9,293	119,777,477	
		ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FC(適格機関投資家専用)	6,880	81,548,640	
		ウエリントン・海外債券ファンド(カスタムBM型)(ケイマン)FC	1,813	20,432,510	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国ハイ・イールド・ボンドFC	21,710	214,147,440	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国債券FC	5,116	45,829,128	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国現地通貨建債券FC	9,565	52,827,495	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国債券FC	2,643	24,521,754	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州債券FC	13,996	163,683,220	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州ハイ・イールド・ボンドFC	4,275	45,203,850	
		N P E B パン・ヨーロッパ・ボンド・ファンドFC	7,889	81,477,592	
	ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFC	2,500	24,382,500		
小計		銘柄数: 14 組入時価比率: 99.1%	102,104	1,031,576,312 100.0%	
合計				1,031,576,312	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	前期 (2019年 7月22日現在)	当期 (2020年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	226,490,186	200,207,271
投資信託受益証券	15,050,040,233	14,755,697,217
未収配当金	-	26,521,400
流動資産合計	15,276,530,419	14,982,425,888
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	42,729,790	40,882,195
未払解約金	12,987,611	33,373,470
未払受託者報酬	434,473	414,217
未払委託者報酬	10,427,351	9,941,235
未払利息	389	114
その他未払費用	28,951	27,607
流動負債合計	66,608,565	84,638,838
純資産の部		
元本等		
元本	21,364,895,141	20,441,097,969
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	6,154,973,287	5,543,310,919
(分配準備積立金)	794,492,893	737,094,318
元本等合計	15,209,921,854	14,897,787,050
純資産合計	15,209,921,854	14,897,787,050
負債純資産合計	15,276,530,419	14,982,425,888

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日
営業収益		
受取配当金	301,927,640	255,506,860
有価証券売買等損益	298,449,783	400,608,915
その他収益	755	51,963
営業収益合計	600,378,178	656,167,738
営業費用		
支払利息	55,526	33,891
受託者報酬	2,513,737	2,426,572
委託者報酬	60,329,695	58,237,719
その他費用	167,522	161,716
営業費用合計	63,066,480	60,859,898
営業利益又は営業損失 ()	537,311,698	595,307,840
経常利益又は経常損失 ()	537,311,698	595,307,840
当期純利益又は当期純損失 ()	537,311,698	595,307,840
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	2,693,673	1,279,500
期首剰余金又は期首欠損金 ()	6,687,188,435	6,154,973,287
剰余金増加額又は欠損金減少額	262,892,863	272,107,930
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	262,892,863	272,107,930
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,007,969	4,230,317

	前期	当期
	自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,007,969	4,230,317
分配金	260,287,771	250,243,585
期末剰余金又は期末欠損金()	6,154,973,287	5,543,310,919

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2019年 7月23日から2020年 1月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2019年 7月22日現在	当期 2020年 1月20日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 21,364,895,141口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 20,441,097,969口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,154,973,287円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 5,543,310,919円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7119円 (10,000口当たり純資産額) (7,119円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7288円 (10,000口当たり純資産額) (7,288円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日			当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2019年 1月22日から2019年 2月20日まで			2019年 7月23日から2019年 8月20日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	54,244,453円	費用控除後の配当等収益額	A	36,387,152円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	65,813,798円	収益調整金額	C	63,954,979円
分配準備積立金額	D	808,610,158円	分配準備積立金額	D	790,441,039円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	928,668,409円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	890,783,170円
当ファンドの期末残存口数	F	22,091,957,179口	当ファンドの期末残存口数	F	21,254,409,009口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	420円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	419円
10,000口当たり分配金額	H	20円	10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	44,183,914円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	42,508,818円
2019年 2月21日から2019年 3月20日まで			2019年 8月21日から2019年 9月20日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	50,754,650円	費用控除後の配当等収益額	A	43,256,962円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	65,346,169円	収益調整金額	C	63,601,057円
分配準備積立金額	D	811,386,150円	分配準備積立金額	D	778,763,078円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	927,486,969円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	885,621,097円
当ファンドの期末残存口数	F	21,894,040,803口	当ファンドの期末残存口数	F	21,102,896,492口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	423円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	419円
10,000口当たり分配金額	H	20円	10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	43,788,081円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	42,205,792円
2019年 3月21日から2019年 4月22日まで			2019年 9月21日から2019年10月21日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	47,977,705円	費用控除後の配当等収益額	A	36,709,962円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	64,801,923円	収益調整金額	C	63,345,218円
分配準備積立金額	D	811,063,911円	分配準備積立金額	D	775,913,312円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	923,843,539円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	875,968,492円
当ファンドの期末残存口数	F	21,695,410,590口	当ファンドの期末残存口数	F	20,996,201,085口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	425円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	417円
10,000口当たり分配金額	H	20円	10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	43,390,821円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	41,992,402円
2019年 4月23日から2019年 5月20日まで			2019年10月22日から2019年11月20日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,616,185円	費用控除後の配当等収益額	A	31,329,086円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	64,737,134円
分配準備積立金額	D	811,994,885円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	913,348,204円
当ファンドの期末残存口数	F	21,601,268,311口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	422円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	43,202,536円

2019年 5月21日から2019年 6月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,447,362円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	64,543,847円
分配準備積立金額	D	801,480,576円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	907,471,785円
当ファンドの期末残存口数	F	21,496,314,941口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	422円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	42,992,629円

2019年 6月21日から2019年 7月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,148,439円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	64,238,649円
分配準備積立金額	D	795,074,244円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	901,461,332円
当ファンドの期末残存口数	F	21,364,895,141口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	421円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	42,729,790円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	62,676,549円
分配準備積立金額	D	761,391,570円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	855,397,205円
当ファンドの期末残存口数	F	20,740,528,972口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	412円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	41,481,057円

2019年11月21日から2019年12月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,090,504円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	62,366,528円
分配準備積立金額	D	745,656,549円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	848,113,581円
当ファンドの期末残存口数	F	20,586,660,583口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	411円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	41,173,321円

2019年12月21日から2020年 1月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	38,593,353円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	61,989,384円
分配準備積立金額	D	739,383,160円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	839,965,897円
当ファンドの期末残存口数	F	20,441,097,969口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	410円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	40,882,195円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2019年 7月22日現在	当期 2020年 1月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左
---	----

(その他の注記)

1 元本の移動

	前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日
期首元本額	22,259,748,499円	期首元本額 21,364,895,141円
期中追加設定元本額	17,514,924円	期中追加設定元本額 14,677,280円
期中一部解約元本額	912,368,282円	期中一部解約元本額 938,474,452円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2019年 1月22日 至 2019年 7月22日	当期 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月20日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	68,622,580	162,476,722
合計	68,622,580	162,476,722

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年1月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年1月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD(適格機関投資家専用)	62,686	619,024,250	
		LM・米国債券コア・プラスFD(適格機関投資家専用)	52,793	470,544,009	

	ノムラ - AMP豪州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	123,546	1,177,640,472	
	野村エマーシング債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	129,998	1,700,763,834	
	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD(適格機関投資家専用)	94,675	1,159,958,100	
	ウエリントン・海外債券ファンド(カスタムBM型)(ケイマン)FD	22,495	296,371,625	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国ハイ・イールド・ボンドFD	244,510	3,055,396,960	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国債券FD	56,325	652,299,825	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国現地通貨建債券FD	111,629	745,123,575	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国債券FD	24,225	327,788,475	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州債券FD	167,085	2,370,601,980	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 欧州ハイ・イールド・ボンドFD	51,284	649,101,588	
	N P E B パン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFD	120,994	1,181,022,434	
	ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFD	33,757	350,060,090	
小計	銘柄数：14 組入時価比率：99.0%	1,296,002	14,755,697,217 100.0%	
合計			14,755,697,217	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

ノムラファンドマスターズ世界債券Aコース

2020年2月28日現在

資産総額	1,027,215,102円
負債総額	1,805,692円
純資産総額(-)	1,025,409,410円
発行済口数	1,006,356,529口
1口当たり純資産額(/)	1.0189円

ノムラファンドマスターズ世界債券Bコース

2020年2月28日現在

資産総額	14,619,475,584円
負債総額	31,614,991円
純資産総額(-)	14,587,860,593円
発行済口数	20,215,788,612口
1口当たり純資産額(/)	0.7216円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 更新後 >

(1) 資本金の額

2020年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,002	29,918,429
単位型株式投資信託	181	905,347
追加型公社債投資信託	14	5,691,071
単位型公社債投資信託	452	1,730,940
合計	1,649	38,245,787

3 委託会社等の経理状況

< 更新後 >

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		919	1,562
金銭の信託		47,936	45,493
有価証券		22,600	19,900
前払金		0	-
前払費用		26	27
未収入金		464	500
未収委託者報酬		24,059	25,246
未収運用受託報酬		6,764	5,933

その他			181		269
貸倒引当金			15		15
流動資産計			102,937		98,917
固定資産					
有形固定資産			874		714
建物	2	348		320	
器具備品	2	525		393	
無形固定資産			7,157		6,438
ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		0		-	
投資損失引当金		-		707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

区分	注記 番号	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729

資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33
その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,907		119,196
運用受託報酬			26,200		21,440
その他営業収益			338		355
営業収益計			142,447		140,992
営業費用					
支払手数料			45,252		42,675
広告宣伝費			1,079		1,210
公告費			0		0
調査費			30,516		30,082
調査費		5,830		5,998	
委託調査費		24,685		24,083	
委託計算費			1,376		1,311
営業雑経費			5,464		5,435
通信費		125		92	
印刷費		966		970	
協会費		79		86	
諸経費		4,293		4,286	
営業費用計			83,689		80,715
一般管理費					
給料			11,716		11,113
役員報酬		425		379	
給料・手当		6,856		7,067	
賞与		4,433		3,666	
交際費			132		107
旅費交通費			482		514
租税公課			1,107		1,048
不動産賃借料			1,221		1,223
退職給付費用			1,110		1,474
固定資産減価償却費			2,706		2,835

諸経費			9,131		10,115
一般管理費計			27,609		28,433
営業利益			31,148		31,843

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計		4,398		6,964	
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計		405		585	
経常利益		35,141		38,222	
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計		95		135	
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計		60		2,118	
税引前当期純利益		35,176		36,239	
法人税、住民税及び事業税		10,775		10,196	
法人税等調整額		439		370	
当期純利益		24,840		25,672	

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本剰余金		利益剰余金	
				その他利益剰余金

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672

株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。</p>
5．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理してあります。
6．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

【未適用の会計基準等】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソフトウェア 53 合計 58	2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソフトウェア 307 合計 310
	3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円

基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

金融商品関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

す。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバ

ティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関して

は、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
----	-----------------------	---------------	-------------

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
賞与引当金 1,434	賞与引当金 1,175
退職給付引当金 910	退職給付引当金 998
投資有価証券評価減 417	投資有価証券評価減 708
未払事業税 409	未払事業税 288
投資損失引当金 -	投資損失引当金 219
ゴルフ会員権評価減 207	ゴルフ会員権評価減 192
時効後支払損引当金 169	時効後支払損引当金 172
減価償却超過額 171	減価償却超過額 171
子会社株式売却損 148	子会社株式売却損 148
未払社会保険料 107	未払社会保険料 82
その他 566	その他 466
繰延税金資産小計 4,543	繰延税金資産小計 4,625
評価性引当額 735	評価性引当額 1,295
繰延税金資産合計 3,808	繰延税金資産合計 3,329
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 5	その他有価証券評価差額金 15
前払年金費用 728	前払年金費用 620
繰延税金負債合計 733	繰延税金負債合計 635
繰延税金資産の純額 3,074	繰延税金資産の純額 2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 31.0%	法定実効税率 31.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 5.6%
タックスヘイブン税制 1.8%	タックスヘイブン税制 2.6%
外国税額控除 0.2%	外国税額控除 0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.3%
その他 0.4%	その他 1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.1%

セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)

親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借 入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息 の支払	2	未払費 用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	3,000		

親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等	資金の返済	3,000	短期借入金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 24,840百万円	損益計算書上の当期純利益 25,672百万円
普通株式に係る当期純利益 24,840百万円	普通株式に係る当期純利益 25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2019年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,212
金銭の信託		42,268
有価証券		5,800
未収委託者報酬		25,161
未収運用受託報酬		4,788
その他		957
貸倒引当金		15
流動資産計		81,173
固定資産		
有形固定資産	1	679
無形固定資産		5,940
ソフトウェア		5,939
その他		0
投資その他の資産		17,485
投資有価証券		1,362
関係会社株式		12,869
前払年金費用		1,736
繰延税金資産		2,096
その他		420
投資損失引当金		999
固定資産計		24,105
資産合計		105,278

		2019年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,888
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		7,472
関係会社未払金		3,649
その他未払金	2	739
未払費用		9,291
未払法人税等		1,661
賞与引当金		2,294
その他		181

流動負債計		25,317
固定負債		
退職給付引当金		3,267
時効後支払損引当金		565
固定負債計		3,832
負債合計		29,150
(純資産の部)		
株主資本		76,122
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		45,212
利益準備金		685
その他利益剰余金		44,527
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,920
評価・換算差額等		6
その他有価証券評価差額金		6
純資産合計		76,128
負債・純資産合計		105,278

中間損益計算書

区分	注記 番号	自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日 金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		58,947
運用受託報酬		8,401
その他営業収益		158
営業収益計		67,507
営業費用		
支払手数料		20,298
調査費		13,552
その他営業費用		3,856
営業費用計		37,706
一般管理費	1	14,394
営業利益		15,406
営業外収益	2	5,561
営業外費用	3	27
経常利益		20,940
特別利益	4	44
特別損失	5	410
税引前中間純利益		20,574

法人税、住民税及び事業税		5,116
法人税等調整額		610
中間純利益		14,847

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当中間期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
中間純利益							14,847	14,847	14,847
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	10,802	10,802	10,802
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,920	45,212	76,122

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当中間期変動額			
剰余金の配当			25,650
中間純利益			14,847
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	27	27	27
当中間期変動額合計	27	27	10,830
当中間期末残高	6	6	76,128

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2019年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額	3,881百万円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

中間損益計算書関係

		自 2019年4月 1日	至 2019年9月30日
1 減価償却実施額			
有形固定資産	38百万円		
無形固定資産	1,145百万円		
2 営業外収益のうち主要なもの			
受取配当金	4,936百万円		
金銭信託運用益	433百万円		
3 営業外費用のうち主要なもの			
時効後支払損引当金繰入	10百万円		
為替差損	6百万円		
4 特別利益の内訳			
投資有価証券等売却益	1百万円		
株式報酬受入益	43百万円		
5 特別損失の内訳			
投資有価証券等評価損	119百万円		
投資損失引当金繰入額	291百万円		

中間株主資本等変動計算書関係

					自 2019年4月 1日	至 2019年9月30日
1 発行済株式に関する事項						
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株	
2 配当に関する事項						
	配当金支払額					
	2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。					
	・普通株式の配当に関する事項					
	(1) 配当金の総額			25,650百万円		
	(2) 1株当たり配当額			4,980円		
	(3) 基準日			2019年3月31日		
	(4) 効力発生日			2019年6月28日		

金融商品関係

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,212	2,212	-
(2)金銭の信託	42,268	42,268	-
(3)未収委託者報酬	25,161	25,161	-
(4)未収運用受託報酬	4,788	4,788	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	5,800	5,800	-
資産計	80,231	80,231	-
(6)未払金	11,888	11,888	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,472	7,472	-
関係会社未払金	3,649	3,649	-
その他未払金	739	739	-
(7)未払費用	9,291	9,291	-
(8)未払法人税等	1,661	1,661	-
負債計	22,841	22,841	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 其他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等(中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,362百万円、関係会社株式12,869百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末(2019年9月30日)

1. 満期保有目的の債券(2019年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2019年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2019年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	5,800	5,800	-
小計	5,800	5,800	-
合計	5,800	5,800	-

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

		自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日
1 株当たり純資産額		14,780円24銭
1 株当たり中間純利益		2,882円67銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。		
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		
	中間純利益	14,847百万円
	普通株主に帰属しない金額	-
	普通株式に係る中間純利益	14,847百万円
	期中平均株式数	5,150千株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2020年1月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2020年1月末現在

独立監査人の監査報告書

2020年3月13日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ世界債券Aコースの2019年7月23日から2020年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ世界債券Aコースの2020年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年3月13日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ世界債券Bコースの2019年7月23日から2020年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ世界債券Bコースの2020年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村 健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井純子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。